

L P ガス料金高騰支援事業について

L P ガス業界からの要望により実施しております L P ガス料金高騰支援事業について、第 2 期・第 3 期説明会の際、第 1 期を終えての評価検討事項について意見を伺ったところ、業界からは「お客様からは喜んでいただいた」・「仕分けが大変だった」・「県からの支払いが遅い」・「協力金の値上げして貰いたい」等の意見が寄せられました。

協会では第 2 回 L P ガス部会委員会（12 月 18 日開催）において、その意見を取りまとめ県並び受託事業者へ業界からの意見・要望をお伝えてしております。

第 2 期・第 3 期の実施についてもご面倒をお掛け致しますが、引き続きご協力並びにお取り組み下さいますようお願い致します。また、協会としても継続して側面的な支援を行ってまいりますので宜しくお願い致します。

なお、第 4 期以降の支援事業実施の有無、また実施する際の内容等については、沖縄県との調整を正副部会長並びに協会で行うことが委員会で一任されましたのでご報告致します。（県から 2 月末～3 月初旬での話し合いの要望有り）

1. 第 1 期（令和 5 年 4 月から 9 月使用分）の実施状況

・交付申請	2.2.6 事業所（後に 1 事業所辞退）
・交付決定	5.96,329 戸 1,068,767,493 円（11 月 9 日時点）
・値引き額	6 ヶ月間で最大 1,800 円
・概算払い	12 月初旬支払い完了
・精算支払い	1 月 26 日支払い完了
・協力金支払い	1 月末

2. 第 2 期（令和 5 年 10 月から 12 月使用分）

・交付申請	225 事業所（12/11～12/18 日）
・値引き額	3 ヶ月間で最大 900 円
・概算払い請求書提出	令和 6 年 1 月（全て申請済み）
・実績報告	2 月 14 日迄
・精算払い請求書提出	3 月 4 日迄
・精算払い	3 月末
・協力金支払い	3 月末

3. 第 3 期（令和 6 年 1 月から 5 月使用分）

・交付申請	令和 6 年 3 月中旬
・値引き額	5 ヶ月間で最大 1,350 円
・概算払い請求書提出	6 月
・実績報告	7 月上旬
・精算払い請求書提出	8 月上旬
・精算払い	8 月末

令和 5 年度補正予算案の事業概要 (PR資料)

令和 5 年 1 1 月

小売価格低減に資する石油ガス配送合理化・設備導入促進補助金

令和5年度補正予算案額 **77億円**

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーター、配送車両等の導入、充てん所の自動化等に資する設備導入を支援することでLPガス事業者の人手不足解消、配送業務の効率化を図るとともに、LPガスタンク等の導入支援を行うことで需要家側のLPガス購入コストの低減を図り、LPガス価格の低減を目的とする。

事業概要

小売価格低減のため、LPガス事業者の経費負担となる①遠隔検針が可能なスマートメーター、②バルクローリー、配送トラック、③充填所自動化設備及び④需要家側のLPガスタンクの導入経費の一部を補助し、もって持続的な小売価格低減を図る

対象設備及び補助率

- ①スマートメーター 1/2以内
- ②バルクローリー、配送トラック 1/2以内
- ③充所自動化設備 2/3以内
- ④LPガスタンク 4/5以内

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

LPガス事業者の価格の大宗を占めている人件費等に寄与する設備導入や、大口需要家等のガスタンク設備の導入を支援することにより、持続的な小売価格低減を目標とする。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和5年度補正予算案額 **580億円**

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課、水素・アンモニア課

事業の内容

事業目的

本事業は、家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。

特に、昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機種等については補助額の上乗せを行うとともに、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※ 機器・性能毎に一定額を補助。

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業

令和5年度補正予算案額 185億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、第6次エネルギー基本計画における家庭部門の計画省エネ量の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

事業概要

既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助（定額）する。

また、業界団体やメーカー等と連携して全国のオーナー・消費者向けに給湯器を省エネ型に変えることの重要性を周知・広報し、省エネ型給湯器への更新を促す。さらに、消費者が省エネ型の賃貸集合住宅を選ぶような行動変容を促す環境を整備する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※機能毎に一定額を補助

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和5年度補正予算案額 **20億円**

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーションなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。

事業概要

避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。

補助率：1/2以内（中小企業に対しては2/3以内）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的な重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的な備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー 推進事業費補助金の概要（予定）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

水素・アンモニア課

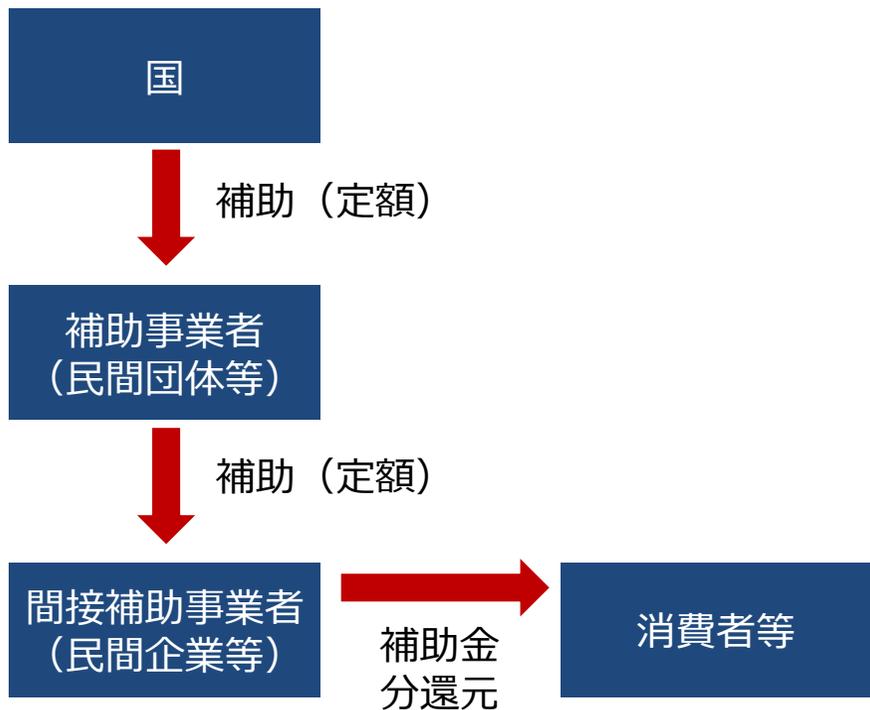
事業概要

- **給湯器は、家庭のエネルギー消費量の約3割を占め最大のエネルギー消費源。**このため、**給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効。**
- 加えて、昨今、①再エネ拡大に伴う**出力制御対策**や②**寒冷地において高額な光熱費の要因となっている設備を一新**する必要性が高まっているため、これらに資する対策を重点的に措置する。

事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※ 申請手続は、消費者等と契約の締結等を行った民間企業等が行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を消費者等に還元する。



補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）が対象。

※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

※機器・性能毎に一定額を補助。

※高効率給湯器の導入と併せて蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合、加算補助。

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所) 三菱電機

家庭用燃料電池（エネファーム）



出所) アイシン

ハイブリッド給湯機



出所) リンナイ

補助金の対象給湯設備

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	ハイブリッド給湯機	家庭用燃料電池 (エネファーム)
エネルギー源	電気	電気・ガス	ガス
特徴	圧縮すると温度上昇し膨張すると温度が下がる、 <u>気体の性質を利用して熱を移動させるヒートポンプの原理を用いてお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。</u>	<u>ヒートポンプ給湯器とガス給湯器を組み合わせ</u> てお湯を作り、タンクに蓄えるもの。二つの熱源を用いることで、より高効率な給湯が可能。	都市ガスやLPガス等から作った <u>水素と空気中の酸素の化学反応により発電</u> するとともに、 <u>発電の際の排熱を利用してお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。</u>
価格 (機器+工事費)	55万円程度	65万円程度	130万円程度
主な補助額	10万円/台 ※昼間の余剰再エネ電気を活用できる機器	13万円/台 ※昼間の余剰再エネ電気を活用できる機器	20万円/台 ※レジリエンス機能を強化した機器
商品イメージ	 <p>出所) 三菱電機</p>	 <p>出所) リンナイ</p>	 <p>出所) アイシン</p>
追加措置	<p style="text-align: center;">蓄熱暖房機*₁、電気温水器を撤去する場合</p> <p style="text-align: center;">+ 10万円 (蓄熱暖房機) + 5万円 (電気温水器)</p> <p style="text-align: center;"><small>*1:蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める器具。</small></p>		

高効率給湯器導入補助金における補助額（案）

- ※ A：昼間の余剰再生エネルギーを活用でき、インターネットに接続可能な機種
 B：補助要件下限の機種と比べて、5%以上CO2排出量が少ない機種
 C：レジリエンス機能が強化された機種

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)		ハイブリッド給湯機		家庭用燃料電池 (エネファーム)	
補助額	基本額	8万円/台	基本額	10万円/台	基本額	18万円/台
	A	10万円/台	AorB	13万円/台		
	B	12万円/台	A&B	15万円/台	C	20万円/台
	A&B	13万円/台				

機器の導入に加えて、以下を実施

○高効率給湯器の導入と併せて蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合

	蓄熱暖房機	電気温水器
加算額	10万円/台 (上限2台まで)	5万円/台 (上限2台まで)

※それぞれの補助額に該当する具体的な対象設備は後日公表予定

子育てエコホーム支援事業の概要

令和5年度補正予算 : 2,100億円
令和6年度当初予算案 : 400億円

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

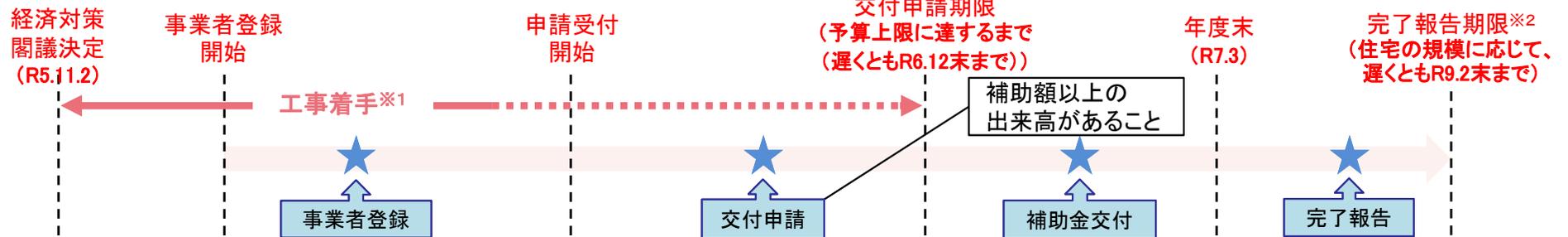
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 ※ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	①100万円/戸 ② 80万円/戸 ただし、以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅は原則半額 (i) 市街化調整区域 (ii) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)

住宅のリフォーム*1

対象工事	補助額
① 住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額* ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯 : 上限30万円/戸
② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 (①の工事を行った場合に限り。)*2	

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

*1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(*2において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施

*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

住宅の省エネルギーフォームへの支援の強化

令和5年度補正予算等	
・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）	1,350億円（R5補正）
・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省）	580億円（R5補正）
・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）	185億円（R5補正）
・子育てエコホーム支援事業（国土交通省）	2,100億円+400億円（新築・リフォームの合計）（R5補正+R6当初案）

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

➡ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネルギーフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

対象

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,4 <div style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 2px; text-align: center;">先進的窓リノベ2024事業</div>	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 給湯器※2,4 <div style="background-color: #f79646; color: white; padding: 2px; text-align: center;">給湯省エネ2024事業</div>	高効率給湯器 ((a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円、(b)13万、(c)20万円
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 <div style="background-color: #27ae60; color: white; padding: 2px; text-align: center;">賃貸集合給湯省エネ2024事業</div>	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し:5万円 追焚機能有り:7万円
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※3,4 <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px; text-align: center;">子育てエコホーム支援事業</div>	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸
②その他のリフォーム工事※3,4 (①1)~③)のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯 : 上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸

※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)による支援(令和5年度補正予算)
 ※2 高効率給湯器の導入を促進する「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)による支援(令和5年度補正予算)
 ※3 子育てエコホーム支援事業(国土交通省)による支援(令和5年度補正予算、令和6年当初予算案)
 ※4 ①1)、3)及び②)については、経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降にリフォーム工事に着手したもの、①2)については、経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に対象工事に着手したものに限り(いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要)。

LPライフ販売促進支援金申請漏れはございませんか？
 (LPライフ加入者が対象です 令和5年139事業所加入)

対象事項		支援金額
(1) エネファーム	エネファームを当該事業所に導入 または消費者等に販売した場合。	1 加入者 1 基 10,000 円 年間 10 万円限度
(2) LPガス自動車	LPガス自動車を当該事業所に導入 または消費者等に販売又は斡旋した場合。	1 加入者 1 台 10,000 円 年間 10 万円限度
(3) 災害バルク設置	災害バルクを災害時に避難所となる下記を 公共施設に設置した場合。 ①災害バルク等 ②コンロ ③LPガス発電機等	1 加入者 年間 1 回限り 10 万円
(4) オールガス化住宅	消費者の住宅（新築時及び改装時）に次の 消費機器等のうち 3 設備以上を設置販売し た場合。 ①給湯設備（台所と風呂と洗面所） ②ガスコンロ（Siセンサー付） ③空調設備（ <u>ガス衣類乾燥機含む</u> ） ④床暖房	1 加入者 年間 1 回限り 10 万円 ※乾燥機リースで も対象
	例①給湯設備＋②ガスコンロ＋③ガス衣類乾燥機設置販売 →申請可能	

※ご不明点、質問などあれば総務課までお願いします (TEL098-858-9562)

販売促進支援金の申請書類

(1) エネファーム

- ① ． 販売促進支援金請求書
- ② ． 消費者等に販売した場合は、販売先との売買契約書・請求書・領収書等の写
- ③ ． 自店に設置した場合は、メーカーとの売買契約書・請求書・領収書等の写
- ④ ． 設置したエネファームの写真

(2) LPガス自動車

- ① 販売促進支援金請求書（様式10-1及び10-2）
- ② 購入または販売したLPガス自動車の売買契約書・請求書・領収書等の写
- ③ 車検証の写
- ④ 販売（斡旋）した場合は、斡旋先からの証明書（様式10-2）
- ⑤ 購入または販売（斡旋）したLPガス自動車の写真

(3) 災害バルク設置

- ① 販売促進支援金請求書様式（様式10-1）
- ② 設置先との売買契約書・請求書・領収書・領収書等の写
- ③ 設置したバルクの写真

(4) オールガス化住宅

オールガス化の時期の判断は、当該3設備の最終設備を設置した日とする

- ① 販売促進支援金請求書（様式10-1）
- ② 消費者又は住宅メーカー等との売買契約書・請求書・領収書等の写
- ③ 設置した消費機器等の写真

※ご不明点、質問などあれば総務課までお願いします（TEL098-858-9562）

指定避難所・医療施設・福祉施設等 関係各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
(公印省略)

LPガスを使用した防災対策のお願い

(頻発する自然災害 命をつなぐエネルギーLPガス)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

LPガスは、県内全市町村の家庭用・業務用・産業用など約56万戸に供給する県民生活に必要不可欠なエネルギーであります。

LPガスは国が定める第6次エネルギー基本計画においても、「最後の砦」として、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギー源として位置付けされております。

また、毎年全国各地で多発する自然災害、県内でも21万戸が停電し大きな被害をもたらした台風6号等に対応すべく、停電時でも発電し電気を使用できる自立・分散型エネルギーであるLPガス仕様GHP(高効率のガスエンジンを使って冷暖房を行う空調システム)は、その有用性が高まっております。

当協会では、指定避難所・医療施設・福祉施設等の皆様へ、頻発する自然災害への対応策として、補助金を活用し平時からLPガス設備を導入いただき、ご使用いただくことで災害時にも即対応できるよう「LPガスを使用した防災対策」について、ご提案しております。

つきましては、下記の内容についてご確認いただくと共に、LPガス設備の導入についてご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. なぜLPガスなのか

① 劣化しないエネルギー

- ・LPガスは品質劣化が無く、他のエネルギーに比べ長期間でも保存可能なエネルギーです。

② 復旧が早く災害にも強い

- ・送電線や導管などのラインで供給する電気や都市ガスは、災害後の復旧に時間が掛かりますが、LPガスはボンベでどこでも供給できる「災害にも強いエネルギー」です。

次頁へ続く

③ 軒先在庫

・平時からL Pガスをお使いいただくことで、非常時でもボンベに蓄えられた「軒先在庫」が備蓄となり災害時に役立ちます。

④ 複数のエネルギー減の確保（エネルギーのベストミックス）

・過去の災害は、単一のエネルギーに依存するリスクの高さが教訓となりました。
L Pガスは発電機や暖房・調理器具・温かいお風呂など、対応する設備も多様で、災害対応の面で非常に優れております。

2. エネルギー供給状況等の把握

現在のエネルギー供給状況を含め、自社設備の把握など事前に確認をお願い致します。

① 「エネルギー供給状況の把握」(L Pガス・都市ガス・オール電化・その他)

② 「L Pガス供給事業者の把握」

③ 「L Pガス容器貯蔵量の把握」

④ 「現在設置されているL Pガス機器の把握」(コンロ・湯沸し器・GHP・発電機…)

⑤ 「L Pガス供給事業者との定期的な打ち合わせ並びに訓練の実施」

⑥ その他

3. 自然災害に備え平時からご使用いただきたい「L Pガス貯蔵設備及び対応設備」

① 「L Pガス災害用バルク」

② 「L Pガス空調 (GHP)」

③ 「L Pガス発電機」

④ 「炊き出し用釜」

⑤ その他

本件に対してのお問合せ

事務局 (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 有銘・又吉
住 所 那覇市字小緑 1831-1 (沖縄産業支援センター403-1)
連絡先 TEL098-858-9562 FAX098-858-9564

<http://www.okinawakhk.or.jp/>

予算を超過する申請があった場合の採択の優先順位

業務細則第9条(2)に基づき、予算を超過する申請があった場合の優先順位の定めに従い採択を決定する。
応募案件は、以下の第1から第5優先順位の考え方で整理され、採択の可否が決定される。

令和5年度公募優先順位

第1優先順位	a. 公的避難所 d-1. 一時避難所 (既存の一時避難所から半径2km以上離れている) b. 医療施設 c. 社会福祉施設 (福祉避難所を最優先、入所施設は次点) d-2. 一時避難所 (既存の一時避難所から半径2km未満にある)
第2優先順位	a. 官公需適格相合からLPガスを供給 (購入) する施設 b. a.に該当しないもの
第3優先順位	施設の機能維持に必要な燃料の保有日数が多い施設
第4優先順位	賃金引上げ表明証明書を提出した事業者
第5優先順位	「パートナーシップ構築宣言」を実施・登録した事業者 (共同申請者がいる場合は2社とも提出が必要)

既存の一時避難所は災害バルクホームページ▶補助金申請の手続きページをご確認ください。

補助金申請書関係書類

交付申請書

災害バルクホームページ▶申請の手続き▶申請書類ダウンロードから申請書式をダウンロードしてください。

- 1) 災害バルク補助金申請書類
- 2) 交付申請書 (様式第1)
- 3) 申請日より3カ月以内に取得した履歴事項全部証明書
- 4) 役員名簿 (履歴事項全部証明書に代表者以外の記載がない場合)
- 5) 直近2期分の決算報告書 (個人申請の場合は直近2年分の納税証明書その3の2)
- 6) 中小企業の除外規定に該当しないことを証明する書類 (中小企業として申請する場合)
敷地全体配置図 (平面図)
- 7) 避難所として使用する場所の図面 (平面図)
- 9) 購入設備全ての配置図面 (GHP室内機の設置場所も明記してください)
- 10) 燃料消費量計算書
- 11) LPガス販売事業者の「液化石油ガス販売事業者許可証」
- 12) 補助対象・対象外の判別が可能でLPガス配管図
- 13) 自家発電設備出力計算書 (固定式発電機を導入する場合)
- 14) 補助対象・対象外の判別が可能で電気配線図
- 15) 見積依頼書および見積書 (明細含む。申請者が地方公共団体の場合は設計見積書)
- 16) 福祉避難所として使用することがわかる地方公共団体との協定書等 (該当する場合)
- 17) 業務方法書第13条第2項に関する解説図と契約書 (該当する場合)
- 18) 災害時に一時避難所として使用することを明記した地方公共団体との協定書等 (該当する場合)
- 19) 賃金引上げを表明したことを証明する書類 (該当する場合)
- 20) 「パートナーシップ構築宣言」書 (該当する場合、共同申請者も含む)

1)についてはExcel形式で、他の書類はPDF形式で提出してください。その他、詳細についてはホームページ掲載の「申請の手引き」等を必ずご確認ください。

一般財団法人
エルピーガス振興センター

助成事業室 (災害バルク担当)

TEL:03-6402-3626 受付9:00~17:30 (平日) メールアドレス:saigaibulk@lpgc.or.jp

詳しくは

エルピーガス振興センター

または、<http://saigaibulk.net>

検索

令和5年度

災害時に備えた社会的重要なインフラへの
自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

LPガス災害バルク等 申請ガイドブック



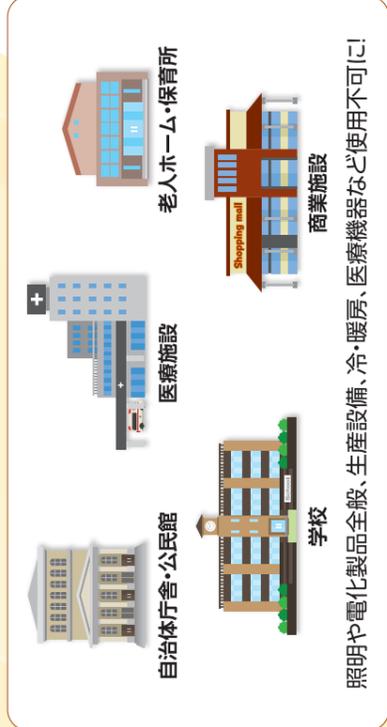
LPガスで自然災害への備えを!!



一般財団法人
LPセンター
エルピーガス振興センター

災害時に備えた燃料備蓄の必要性

災害が発生したら・・・



いつ起こるかわからない自然災害にLPガスで備えましょう

LPガス災害バルク等導入イメージ

命をつなぐエネルギーLPガス

3日間を乗り切る

災害により地域が孤立した場合、援助が被災地まですぐには届きません。ライフライン(復旧までに3日間程度のエネルギー)が確保する必要があります。

LPガスの備蓄がカギに

LPガスを備蓄することで、災害後のライフラインを確保することにつながります。下記の設備を導入することで「電気」、「冷暖房」、「給湯・調理機器」の使用が可能になります。

LPガス災害バルク等



「LPガス災害バルク」とは

災害時に電気やガス等の供給網が途絶した場合でも、貯蔵されている「石油ガス(LPガス)」によりエネルギー供給を可能とする、耐震性や安全性に優れた、災害対応型の「LPガス供給システム」のこと。災害時には、避難所等で電気、給湯、炊き出し、冷暖房などの提供が可能となる。



※補助対象設備は、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に独立して稼働できる仕様のもに限り、個別設備については振興センターにご相談ください。

補助事業の概要

大規模な災害等が発生した時に、系統電力、都市ガスや水道の供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等となり得る施設等によりLPガスの機能を維持することが求められます。一般財団法人エルピーガス振興センターは、国の補助金の交付を得て、自衛的な燃料備蓄のためにLPガスの災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、災害発生時においても、これらの施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図り、その機能を3日間以上維持させることを目的としています。また、本事業を通じて国土強靱化地域基本計画を推進します。

申請の公募期間について

令和5年度

令和5年5月31日(水)～令和5年6月30日(金) 24時まで

申請者の資格

申請の手引き3および5をご確認ください。

補助対象となる設置先の施設

- ① 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難なものが生じる施設 … 医療施設、福祉施設(老人ホーム)等
ただし、医療施設のうち、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地診療所、救命救急センター、周産期母子医療センターは除きます。
- ② 公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設) … 自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館等
- ③ 地方公共団体が認知した一時避難所となり得る施設 … 商業施設、宿泊施設、事務所、工場等
- ④ または⑤の場合、その設置先となる市区町村が国土強靱化地域計画を策定済みであること、もしくは大規模地震対策特別措置法第3条の規定による地震防災対策強化地域に指定されていることが要件となります。

補助対象設備

- ▶ 上記①～③の対象施設に設置する機器等
- ・LPガス災害バルク貯槽又はシリンダー容器(但しシリンダー容器の購入は補助対象となりますが、必須ではありません)
- ・LPガス発電機(コジェネレーション含む)
- ・空調機器(GHP等)
- ・燃焼機器(コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ、炊飯器、給湯器(ボイラー含む) ガスストーブ、ファンヒーター)
- ・簡易スタンドユニット

※上記補助対象設備等を設置することで、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に容器の貯蔵上限量50%に対し3～7日間対応可能となることが申請に際しての必須要件です。

スキーム



補助金の交付限度額

- ① 一申請あたり上限1千万円 … バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備のみ
- ② 一申請あたり上限3千万円
- ③ 一申請あたり上限5千万円 … ②の1)と2)を同時に設置する場合

補助対象経費

LPガス災害バルク等の機器購入費と設置工事費
※容器これに付属するLPガスの供給に必要な設備は、必ず購入することが条件です。(但しシリンダー容器の購入は必須ではありません)
※常備使用のLPガス配管・電気配線等部分は、補助金対象外となります。また、既存設備の撤去費用も補助金対象外となります。

補助率

補助対象となる設置先の施設	令和5年度
① 避難困難者が生じる施設 ただし、中小企業者が運営する場合2/3以内	1/2以内
② 公的避難所	1/2以内
③ 一時避難所	1/2以内

※中小企業者の定義は中小企業基本法第2条第1項の規定を準用しております。詳細は中小企業庁ホームページをご確認ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

警告 冷媒入替はダメ!



メーカーが指定していない冷媒 には入れ替えないでください

製品の性能・機能だけでなく信頼性や安全性を損なうことがあります

**冷凍空調製品は、メーカーが指定した冷媒専用
に設計されています**

低炭素化や省エネルギー、性能改善、点検費用や電気料金の削減などをうたって指定していない冷媒に入れ替える行為が見受けられます。

指定されていない冷媒を封入すると、製品の不具合や誤作動・故障の原因となり、場合によっては安全性に重大な障害をもたらすおそれがあるため、**メーカーは認めていません。**

特に**ノンフロン自然冷媒**と称する冷媒の中には、強い燃焼性を持つものもあるため、万が一機外に漏洩したときに**火災や爆発などの重大な災害に至るおそれがあり、大変危険**です。

メーカーは指定していない冷媒に変更した場合の製品の機能や性能、安全性や信頼性の評価を行いません。また、冷凍空調製品に対して指定外の冷媒に入れ替えた後の、保守や保証、発生した故障や誤作動などの**不具合、事故などについて、メーカーはその責任を一切負いません。**

発信元

(一社) 日本冷凍空調工業会、(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会

冷媒入替禁止 Q & A

	質問	回答
1	「メーカー」とは誰ですか？	「メーカー」とは製品を製造する業者（機器メーカー）や、設置場所で部品を組み立てて完成させる業者（以降、設備工事業者）のことを言います。
2	「レトロフィット」とは何ですか。	今後はオゾン層を破壊する冷媒や地球温暖化係数の高い冷媒は流通量が減少する事が予想され、環境負荷の小さい冷媒に代わっていきます。既存の製品において、環境負荷の小さい冷媒に対応可能とすることを「レトロフィット」と言います。場合によっては、単純に冷媒を入替えるだけではなく、製品の安全装置や制御部品、運転制御の変更を行うこともあります。
3	なぜ、メーカーが指定した冷媒しか使えないのですか？使っても良い冷媒はどこを見ればわかりますか？	製品は、メーカーが指定した冷媒のみを使うことを前提に作られています。使用できる冷媒は室外機に貼り付けてある銘版や取扱説明書に記載されています。
4	なぜ、メーカーは「冷媒の入れ替え」を認めないのですか？「電気代が安くなる」と勧められています。メーカーは自身では何故やってくれないのですか？	製品は、指定した冷媒のみを使うことを前提に専用設計し、長期に亘って十分な性能を発揮するとともに、安心・安全に使用していただくための十分な検証をメーカーが行っています。冷媒の圧力や温度、冷房や暖房の効果を得るための特性などは冷媒の種類ごとに異なるので、製品強度の設計や正しく動作するための制御設定値なども変わります。指定外の冷媒を使った場合は、製品が正しく動作できないだけでなく、信頼性や安全性に影響を及ぼします。メーカーは、指定外冷媒に入れ替えた場合の効果や信頼性・安全性の検証を行っておりませんので、冷媒の入れ替えは認めていません。
5	ユーザー自身や、「冷媒の入れ替え」を推奨する業者が責任を負う場合は、「冷媒を入れ替え」しても良いのですか？	メーカーは一切の責任を負いませんので、故障や事故等に関する責任は製品の保有者であるユーザー様が負うことになります。また、製品の種類によっては行政に対する法令上の手続が必要になるものもあります。例えば高圧ガス保安法が適用される製品の「冷媒の入れ替え」は、法令上は「変更の手続き」が必要になる場合があります。冷媒がプロパンなどの可燃性を有するガスの場合は、製品の周囲にある電気機器等に防爆構造が必要になる場合もあります。また、漏えい事故などが発生した場合大変危険です。「冷媒の入れ替え」を推奨する業者様によくご確認して頂きますようお願いいたします。
6	冷媒入れ替え業者に勧められて冷媒を入れ替えてみましたが、元の冷媒に入れ直せば、またメーカーの保証を受けることはできますか？	メーカーが指定する冷媒以外を使用した場合、又は一度冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、その後に元の冷媒に入れ直してもメーカーの保証は受けることができず、メーカーは一切の責任を負いません。製品は、指定した冷媒のみを使うことを前提に専用設計し、メーカーは長期に亘って十分な性能を発揮するとともに、安心・安全に使用していただくための十分な検証を行っています。一度冷媒入れ替えを行なった後に元の冷媒に入れ直した時の検証を行っておりません。
7	冷媒の入れ替えを行った機器が故障した場合、メンテナンス部品の供給を受けられますか？また、メーカーで復旧対応はして頂けますか？	メーカーが指定する冷媒以外を使用した場合、又は一度冷媒の入れ替えを行ってしまった場合、メーカーは保証することができず、一切の責任を負いません。また、メンテナンス部品の供給や、不具合が発生してしまった場合の復旧対応も致しかねます。
8	冷媒を入れ替えることは法律違反になりますか？	製品の種類によっては行政に対する法令上の手続が必要になるものもあります。例えば高圧ガス保安法が適用される製品を「冷媒入れ替え」とすると、法令上は「変更の手続き」が必要になる場合があります。冷媒の入れ替え業者様によくご確認頂くようお願いいたします。
9	プロパンガスを使った冷凍空調製品を見たことがあります。また、プロパンガスはファンヒーターなどに使用されているのに、エアコンなどの空調機に入れるとなぜ危ないのですか？	プロパンガスなどを使用している製品は、プロパンガスを使うことを前提に設計しています。また、ガスファンヒーターなどの製品は、製品内でガスを燃焼させることを前提に設計しています。プロパンガスを指定していない製品は、プロパンガスを使用することを全く想定していませんので、正しく動作しないだけでなく、大変危険です。
10	地球温暖化防止のための国の政策で、フルオロカーボン冷媒（フロンガス）が手に入りにくくなったり、使えなくなったりすると聞きました。これからどのようにになりますか？メーカーは冷媒の入れ替えを認めないのですか？	業界は、メーカーを中心に地球温暖化係数（GWP）が小さい冷媒を使う技術開発に取り組んでいます。この開発の中では、新製品開発だけでなく、既存の冷凍空調機器の冷媒を GWP が低い冷媒に入れ替える「レトロフィット」を安全に行うための準備を官民連携して進めています。「レトロフィット」を行う場合も、その冷媒はメーカーが指定することになり、その作業における法令技術基準やガイドラインも定められる予定です。
11	地球温暖化係数（GWP）が高い冷媒が使用できなくなると現在使用している製品は使用できなくなるのですか？	現在使用して頂いている機器が使用できなくなることはありません。使用に当たっては、保守・点検や冷媒の漏えい日常管理をお願いします。
12	現在、冷媒がフロン 404A の冷凍設備を使用していますが、製造中止になると聞いています。今後漏洩があると補充できなくなりますが、その場合設備ごと更新しないといけませんか？	冷凍設備によって対応が異なりますので、設備メーカーに御相談ください。
13	火災、爆発などの災害の可能性がある冷媒はどんなものがあるのでしょうか？	炭化水素系冷媒（プロパンなど）がそれに当たります。その場合、防爆などの安全対応が必要になることがあります。
14	改造の提案をもらった据え付け業者に、自然冷媒等のノンフロン冷媒に入れ替えると将来に渡って、保守・点検が不要と言われたのですが、本当でしょうか？	製品を安全にご使用いただくためには、いかなる場合であっても保守・点検は必要です。
15	冷媒入れ替え業者に言われて既に自然冷媒に冷媒を入れ替えてしまいました。どうすれば良いのでしょうか？	すぐに機器の使用を停止されることをお勧めします。冷媒入れ替え業者にご相談ください。
16	業者が交換した冷媒の種類はどうしたらわかりますか？交換の際に冷媒の種類を聞いたほうが良いのでしょうか？	メーカーで指定されていない冷媒を使用しないでください。冷媒を交換される際は、必ず冷媒入れ替え業者に冷媒の種類を確認してください。冷媒入れ替え業者が、冷媒の種類と充填量を記載したラベルを室外機の銘板近傍などに貼り付けている場合もあります。
17	入れ替える冷媒は国際的に登録され、認められたものとの説明がありましたが、入れ替えを行ってもよいのでしょうか？	国際的に登録された冷媒であっても、メーカーが指定した冷媒でなければ使用することはできません。

沖高保発第 25-159 号

平成 26 年 1 月 22 日

沖縄県警察交通部
交通規制課長 殿

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
会長 渡 口 彦 則

災害発生時における「緊急通行車両事前届出」について

みだしのことについて、災害対策基本法第 76 条第 1 項及び災害対策基本法施行令第 32 条に基づき、下記車両について、事前に届け出を受理して頂きますよう上申します。

記

1 申請理由

災害対策基本法第 76 条第 1 項及び災害対策基本法施行令第 32 条に基づき、災害
応急対策（ガス保全業務等）に従事又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他
の災害応急対策を実施するために必要な車両のため

2. 対象事業者及び車両台数 別添

緊急通行車両 対象事業者及び車両台数 一覧
 (一社)沖縄県高圧ガス保安協会

資料1-9

番号	ガス種	事業者名	営業所名	対象エリア	車両台数
1	LPガス	(株)りゅうせき	本社ガス販売本部	中南部	2台以内
2	〃	(株)りゅうせきロジコム	浦添物流センター	南部	〃
3	〃	(株)りゅうせきロジコム	中部物流センター	中部	〃
4	〃	(株)りゅうせきロジコム	北部物流センター	北部	〃
5	〃	(株)りゅうせきロジコム	宮古物流センター	宮古	〃
6	〃	(株)りゅうせきロジコム	八重山物流センター	石垣	〃
7	〃	マルキ産業(株)	本社	中南部	〃
8	〃	マルキ産業(株)	西原支店	南部	〃
9	〃	マルキ産業(株)	佐敷工場	南部	〃
10	〃	マルキ産業(株)	糸満事業所	南部	〃
11	〃	マルキ産業(株)	中部支店	中部	〃
12	〃	マルキ産業(株)	北部支店	北部	〃
13	〃	エッカ石油(株)	本社	中南部	〃
14	〃	エッカ石油(株)	那覇営業所	南部	〃
15	〃	エッカ石油(株)	糸満営業所	南部	〃
16	〃	エッカ石油(株)	西原営業所	中部	〃
17	〃	エッカ石油(株)	中部営業所	中部	〃
18	〃	エッカ石油(株)	名護営業所	北部	〃
19	〃	(株)白石	本社	中南部	〃
20	〃	(株)白石	南部営業所	南部	〃
21	〃	(株)白石	中部営業所	中部	〃
22	〃	沖縄県農業協同組合	本店生活部	中南部	〃
23	〃	沖縄県農業協同組合	伊江支店	伊江島	〃
24	〃	沖縄協同ガス(株)	本社	中南部	〃
25	〃	沖縄協同ガス(株)	南部営業所	南部	〃
26	〃	沖縄協同ガス(株)	那覇営業所	南部	〃
27	〃	沖縄協同ガス(株)	中部営業所	中部	〃
28	〃	沖縄協同ガス(株)	北部営業所	北部	〃
29	〃	沖縄協同ガス(株)	宮古事業所	宮古	〃
30	〃	沖縄協同ガス(株)	八重山事業所	石垣	〃
36	〃	中央ガス工業(株)		中部	〃
33	〃	(有)具志頭給油所	糸満営業所	南部	〃
31	〃	(株)互惠石油瓦斯		中部	〃
32	〃	ひまわりガス(株)		中部	〃
34	〃	沖縄ガス(株)	本社	中南部	〃
35	〃	沖縄ガス(株)	LPG西原充填所	中南部	〃
37	〃	浦添ガス工業(株)		中南部	〃
38	〃	比謝川ガス(株)		中部	〃
39	〃	宜野湾ガス(株)		中部	〃
40	〃	(株)東江ガス	中部支店	中部	〃
41	〃	(株)協和ガス		中南部	〃
42	〃	沖縄石油ガス(株)		中南部	〃
43	〃	久米島ガス(株)		久米島	〃
44	〃	(有)島三産業		宮古伊良部	〃
45	〃	宮古ガス(株)		宮古	〃
46	〃	(株)先島ガス		石垣	〃
47	〃	大協配送(株)		中南部・北部	〃
48	〃	太平運輸(株)		中南部・北部	〃
49	〃	内外運輸(株)		中南部・北部	〃
50	〃	沖縄県エルピーガス保安センター(有)		中南部・北部	〃
51	一般ガス	(株)オカノ	本社	中南部・北部	〃
52	〃	(株)オカノ	中部営業所	中北部	〃
53	〃	(株)オカノ	宮古営業所	宮古	〃
54	〃	(株)おきさん	本社	中南部・北部	〃
55	〃	(株)高圧運輸		中南部・北部	〃

別記様式第 1

(記 載 例)

災 害 応 急 対 策 用 緊急通行車両等事前届出書 平成〇〇年 〇月 〇日 沖縄県公安委員会殿 届出者住所 沖縄県〇〇市〇〇 〇〇番地 (電話) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇営業所 氏名 所長 〇〇〇〇 		地 震 防 災 第 号 災 害 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 沖縄県公安委員会 
番号標に表示されている番号	沖縄 〇〇 〇 1 2 3 4	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	施設及び設備の応急の復旧に関する活動等 （(社) 沖縄県高圧ガス保安協会が平成 2 3 年 1 0 月 2 4 日に指定地方公共機関に指定されているため）	
使用者	住 所 沖縄県〇〇市〇〇 〇〇番地 () 局 番	
	氏 名 〇〇株式会社	
出 発 地	沖縄県〇〇市	
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

改正災対法施行令等施行後の運用



2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができますようになります。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたましたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する**指定行政機関等の車両**については、**災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認**を受け、**標章と緊急通行車両確認証明書**の交付を受けることができますようになります。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。



※指定行政機関等とは、災対法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者とされている団体等を指しています。
 ※公安委員会とは、都道府県公安委員会を指しています。

災害発生前に確認を受けるには？

当該車両の**使用の本拠の位置を管轄する公安委員会**（警察本部、警察署）や知事（防災担当部局等）の窓口を通じて申出を行ってください。

- ※ 警察本部や知事部局では直接受付を行っていない地域がありますので、事前にご確認ください。
- ※ 原則として、同一の車両に対して複数の標章は交付しません。



必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

- **緊急通行車両確認申出書**（災対法施行規則別記様式第3）
- 添付書類
 - ① **自動車検査証**又は**軽自動車届出済証**の写し
 - ② **災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類**（例 防災業務計画(抜粋可)、契約書の写し、証明書類等）
 - ③ **指定行政機関等の車両であることを確かめるに足る書類**（例 車両リスト、証明書類等）
- なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。

別記様式第3（第6条関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者		住所 氏名
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

緊急通行車両確認申出書の「申出者」は誰になるの？

申出者になれるのは、**指定行政機関等の長**や、**指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者**又は**管理責任者**とするほか、**契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者**又は**管理責任者**となります。

添付書類は内容を兼ねるものは、一本化してもいいの？

- 例えば、自動車検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合は、車検査証の写しの添付をもって、上記③の書類が添付されているものとします。
- その他、下記のような内容の書類であれば、上記②、③の内容を兼ねた書類として取り扱います。
- いずれにしても**公安委員会等による個別の判断が必要**となりますので、申出の際、公安委員会等（警察署交通課等）にご相談ください。

【②と③を兼ねた証明書類の例】

〇〇県公安委員会 殿 令和〇年〇月〇日

株式会社△△△△（指定公共機関）は下記車両の使用者に対し、当社が行うこととなっている災害応急対策である「被災地における食料品や生活必需品供給」のため、下記車両をこれら物品を緊急輸送する車両として使用することについて、物流業務委託基本契約によって業務委託していることを証明します。

東京都●●区●●1番10号
株式会社△△△△
代表取締役 ●●●

記

NO	番号標に表示されている番号	車両の使用者		
		住所	氏名又は名称	契約の期間
1	品川800あ1234	東京都●●区▲▲■-■-■	×××有限公司	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
2				
3				

「緊急通行車両等事前届出済証」を持っているがどうなるの？

すでに発出している**緊急通行車両等事前届出済証は2023年9月1日以降も有効**で、同届出済証をお持ちの方は、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができます。

また、新制度である災害発生前の確認を受けられる場合は、申出書の添付書類を**緊急通行車両等事前届出済証の提示で足り**るとする場合があります。

なお、2023年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出書は受付しません。

別記様式第1
緊急通行車両等事前届出書
公安委員会 年 月 日
届出住所(電話番号) 氏名

番号標に表示されている番号

車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)

使用者 住所 () 局番
氏名

出発地

(注) この事前届出書は2部作成し、当該車両を輸送を行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の設置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。

別記様式第1
緊急通行車両等事前届出済証
公安委員会 年 月 日
左記のとおり事前届出を受けたことを証する

(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は火力発電事業等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、交通規制が行われるときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所定の手續を怠って下さい。
2 届出内容に変更が生じた場合は、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。
3 本に該当するときは、輸送制限を認識してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃止されたとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

災害発生前の確認申出はオンラインできるの？

当面は窓口のみの取扱いとなります。
現在、警察庁ホームページに設置されている警察行政手続サイトを通じてオンライン申請が行えるよう準備を進めています。

他の法律に基づく緊急通行（輸送）車両も同じ？

大震法、原災法、国民保護法に基づく**緊急通行(輸送)車両**も、災対法に基づくものと同様に、緊急交通路を指定する原因となる**事象の発生前に**、確認の申出を行い、**標章等の交付を受けることができる**ようになります。

標章等の有効期限は？

標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日から**5年後の日**となります。

指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が5年より短い場合は、契約等の終了日までとなります。

規制除外車両はどうなるの？

緊急通行車両の対象とならない車両で大規模災害時に優先すべきものとして公安委員会が緊急交通路の通行を認めている「**規制除外車両**」については、その**運用に変更はありません**。ただし、規制除外車両確認申出書、規制除外車両事前届出書等の様式が一部変更となりますのでご注意ください。

具体的な手続のご相談等は、各都道府県警察又は警察署までお問い合わせください。

